

私たちの会費が日本平和委員会と茨城県平和委員会の活動を支えています

土浦平和の会

ニュースNo148 2004年11月

発行 土浦平和の会
事務局 土浦市神立町2664-2
TEL 831-9122

“平和憲法を守ろう” 1日宣伝カーが走りました

11月16日(火)は1日中、土浦市、千代田町、霞ヶ浦町を茨城県平和委員会の“平和憲法を守ろう”宣伝カーが走りました。県南地区街宣計画によって、石岡地区、阿見地区に続いて引き継いだ宣伝カーが、午前中は小澤さん、山口さんで霞ヶ岡、烏山、右靱、荒川沖、乙戸、永国、天川を回り、午後は井上さん、前川さんで中高津から下高津、港町、湖北、並木、都和、神立を回って、千代田町に入り佐藤文雄さんの5分間スピーチを4箇所行いました。通りがかりの車からも、通行人からも手を振る人、声を掛ける人もあって関心の高さが伺えました。霞ヶ浦町はうす闇迫るなか町の半分くらいの範囲ですが、テープによる流しをしました。17日は筑守の芦田さんに引き継ぎました。



5分間スピーチの佐藤文雄さん

第3回憲法学習会は面白かった

11月14日(土)午後、4中地区公民館において第2回憲法学習会が行われました。今回は第3章の基本的な権利(10~40条)の部分です。「普通教育」とは何か、「義務教育無償」なのに教科書代を払うのは違反ではないか、「勤労の権利と義務」が謳われているのに就職口がない“ニート”を生み出している、などの疑問や意見が次々に出され、25条の「健康で文化的」とはどんなことなのか、最低限度の生活とはルームクーラーを認めているのか、携帯電話は、車は現代の生活の中で必需品ではないか、車がないため就職できなかったなど生活保護の基準のことから「1ヶ月の食費が600円、下着は1年に2枚あれば、洗濯しても交代で間に合う」という給付水準を「朝日訴訟」で引き上げを勝ち取ったこと、抑留・拘禁の経験者からは“ちょっと来なさい”という不当な連行や取調べの実態などが語られました。新婦人の支部会議とぶつかっていたりで、参加者は9人でしたが面白く勉強になった学習会でした。

第3回は12月16日午後1:30から第4章 国会からです。国会のしくみも分からないことばかりです。みんなで疑問点を出し合って話し合ひましょう。